

両立支援

次世代法の10年延長等を建議——雇用均等分科会

厚生労働省の労働政策審議会雇用均等分科会は、二〇一五年度から二〇一四年度までの時限立法である「次世代育成支援対策推進法」について、引き続き一〇年間をさらなる取り組み期間に据え、延長することが適当などとする報告をまとめた。「子ども・子育て支援法」の付則第二条の検討規定に基づき、昨年一〇月から検討を行った結果に基づくもの。報告ではまた、すでに相当程度、両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業の取り組みも促すため、現行の認定制度とは別に新たな認定制度を設ける」ことなども盛り込んだ。これを受け、同審議会は二月一〇日、厚生労働相に建議した。

「次世代育成支援対策推進法」(二〇一三年法律第一二〇号)は、少子化が急速に進行するなか、集中的・計画的に次世代育成支援対策を講じるため、対策の基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針や地方公共団体および一般事業主による行動計画の策定等を求めるもの。「一般事業主行動計画」では、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための環境整備や子育てをしない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組みむに当たり、①計画期間②目標③目標達成に向けた対策および実施時期を定めることとされており、従業員一〇人以上の

企業にはその策定と届出、公表・周知が義務づけられている。

報告では、次世代法のこの間の効果を、「一般事業主行動計画関連部分については、同計画の策定や認定の取得により、企業における仕事と子育ての両立支援の取組が進展し、両立支援に係る制度の整備や利用が進むなど、一定の効果がみられた」などと評価。一方、「現時点で少子化の流れが変わったとまでは言えず、出産や育児のためにやむを得ず離職する女性の存在や、男性の育児参加の遅れなどが指摘されており、子どもを産み育てやすい社会の実現に向け課題が残されている」とし、次にあげる事項について「法的整備を含め所要の措置を講ずることが適当である」と結論づけた。

認定基準(省令)を見直しへ

報告ではまず、「一般事業主行動計画の策定が義務化されてまだ日が浅い企業もあることを踏まえれば、引き続き次世代育成支援対策に取り組んでいくことが重要」とし、「二〇一四年度で期限の到来を迎える次世代法を延長することが適当。今後の一〇年間をさらなる次の取組期間とすることが適当である」などとした。

そのうえで、一般事業主行動計画について、「企業における両立支援のさら

なる取組を促進するため、行動計画策定指針に、非正規雇用の労働者が取組の対象であることを明記するとともに、男性の育児休業取得促進の取組、所定外労働の削減の取組、年次有給休暇の取得促進の取組など働き方の見直しに資する取組を進めることが重要である旨を盛り込むことが適当」とした。

また、企業における両立支援のさらなる取組を促すため、現行の認定に係る省令で定める基準をめぐり、①男性の育児休業取得に係る基準について中小企業の特例を拡充する②女性の育児休業取得に係る基準の見直しについて検討する③所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得促進のための措置、その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置に係る基準について見直す——ことが適当であるとした。

新たな認定制度の設置を提言

さらに、すでに相当程度、両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を評価しつつ、継続的な両立支援の取り組みを促進するため「現行の認定制度とは別に、新たな認定制度を設けることが適当である」とした。併せて、新たに設ける認定を受けた企業については、「当該取組を継続しやすいよう、一般事業主行動計画の策定・届出に代え

て両立支援の取組実績を公表するなど、の仕組みを設けることが適当」などとした。

新制度の認定基準については、「省令で定める基準よりも水準を引き上げる、または新たな基準を設けることが適当」とし、具体的には①男性の育児休業取得に係る基準について、高い基準を設ける②所定外労働の削減のための措置、年次有給休暇の取得促進のための措置、その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置について、一定の条件の下で数値目標を定めて実施し、達成する③女性の継続就業に係る基準を新たに設ける④育児をしつつ活躍する女性を増やすための取組に係る基準を新たに設ける——ことをあげた。

経済的インセンティブの検討も

このほか、報告では次世代法をさらに効果的に推進するための方策として、(1)認定制度そのものの認知度を高めるとともに、企業の取り組み好事例を行政が積極的に周知する(2)経済的インセンティブとしての優遇措置を積極的に検討する(3)認定手続の簡素化の具体的な方法を検討する(4)今後も次世代法の施行の状況等を勘案し、必要に応じ効果検証を行う——ことも提起している。

(調査・解析部)